



登場
ページ

今週の専門用語

📖 特定期間

基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者は、原則として免税事業者に該当する。しかし、平成23年6月の消費税法の改正により、平成25年1月1日以後に開始事業年度等からは、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には課税事業者となる。この特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間をいう。

📖 電帳法通達4-12

電帳法施行規則第2条第6項第6号（検索機能の確保）に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」について定めたもの。検索機能を有する文書管理システムの導入が難しいとの企業等の声を踏まえて、実務に即した検索要件の解釈が示された。システム上検索機能を有していることのほか、「ファイル名に規則性を有して記録項目を入力する方法」「エクセル等で索引簿等を作成する方法」が示されたが、企業や実務家らからはこれらの方法が煩雑であるとの声が挙がっている。

📖 ダブル・マテリアリティ

マテリアリティとは「重要性」を意味し、マテリアリティを開示する目的は要するに「自社にとって重要な課題は何か？」を明らかにすることにある。シングル・マテリアリティとは、企業が環境や社会から「受ける」影響を示す“投資家”目線のマテリアリティであるのに対し、ダブル・マテリアリティとは、これに企業が環境や社会に「与える」影響を示す“（市民社会等を含む）マルチステークホルダー”目線のマテリアリティを指す。

06
ページ

13
ページ

14
ページ

From
編集室

◆近年のコーポレートガバナンス改革の流れを受け、既に多くの日本の上場企業が役員報酬として株式報酬を導入済みだが、従業員、特に役員になる手前の幹部社員に株式報酬を支給している企業は少ない。これに対し欧米企業では、非役員の幹部社員に株式報酬を支給しているケースが多い。

◆既存事業の改善と、新しい事業の開拓を目指す「両利きの経営」の重要性が叫ばれている昨今、既存事業に従事する従業員と新規事業開拓に従事する従業員が分断されることなく、等しく成長の果実を得られるようにするためにも、従業員層に対する株式報酬の導入は今後日本企業が検討すべき課題と言えそうだ。 (Q)

週刊T&Amaster 第950号

2022年10月17日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい